

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 訂正を求めらるる箇所	(か) 訂正を求めらるる内容 請求の理由	(き) 担当	(く) 訂正請求に係る保有個人情報	(け) 決定	(こ) 訂正を行わない理由	(き) 審査請求日	(し) 審査請求人の主張	(せ) 実施機関の主張
1	令和元年度諮問受理第30号	令和元年11月15日付け大福祉第2744号	令和元年8月22日	R元.7.19付大福祉第1078号不存在による非開示決定通知書の不存在理由		しかしながら請求者の視野…10度よりも外側にあることが明らかで、認定基準上の求心性視野狭窄には該当しないことから	福祉局	令和元年7月19日付け大福祉第1078号不存在による非開示決定通知書	令和元年9月24日付け大福祉第1995号 訂正不承認決定	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者が行った保有個人情報開示請求に対しての不存在とした理由に係る評価・判断を記載したものであり、条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	令和元年10月16日	認定基準の正しい解釈に基づいた、また公平・公正な運用に矛盾のない具体的・論理的説明を求め、不存在の理由(「…視野が…10度より外側にあるため…求心性視野狭窄に該当しない…」)が不正であるため。その根拠は①H30.1.30付大福祉第1043号や多くの区、私と同様の案件で求心性視野狭窄と認定している事実がある。したがって「…評価・判断を記載したもの…」とあるが、この私の案件についての評価・判断が誤りであるため。	本件請求1は、審査請求人が行った令和元年7月5日付けの保有個人情報の開示請求に対し、実施機関において令和元年7月19日付け大福祉第1078号により不存在による非開示決定を行ったところ、決定通知書の記載事項である、開示請求に係る保有個人情報保有していない理由について、審査請求人が別途、公開請求により交付を受けた他の障がい認定事例が自分と同様案件であるとの審査請求人の考えから、審査請求人の障がい認定に係る記載が誤りであると主張し、他案件の等級認定と均衡のとれた論理的合理的説明の記載に訂正するように求めている。本件請求1に係る保有個人情報は、保有個人情報の開示請求に係る不存在による非開示決定の理由であり、審査請求人が訂正を求めらるる箇所は、福祉局の判断、見解等を記載したものである。こうした判断・見解等は客観的に判断できる事項ではなく、客観的、明確に誤りがあるとは認めがたい性格を有するものであり、当該情報が条例第28条第1項の規定による訂正請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかである。したがって、本件請求1の対象とされている訂正請求箇所は、条例第28条第1項の「事実」には該当しないことから、本件決定1を行ったものである。
2	令和元年度諮問受理第34号	令和元年11月11日付け大福祉第958号	令和元年8月23日	平成24年2月8日付け大福祉第422号決定書の理由		平成24年2月8日付け大福祉第422号決定書の理由「これにより、申請人の視野の状況は障害程度等級表4級の【両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの】には該当しないもの…【視野障害5級】として決定したものである。」	福祉局	請求者からの異議申立に対する平成24年2月8日付け決定書	令和元年9月24日付け大福祉第600号 訂正不承認決定	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者が行った異議申立に係る評価・判断を記載したものであり、条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	令和元年10月18日	私の案件について認定基準をどのように解釈し、どのように当てはめて等級認定を行ったのかについて、具体的かつ他の同種案件とも矛盾しない説明(理由)を求め、(審査請求の理由1)訂正を求めたH24.2.8付大福祉第422号決定書にある理由が不足しており、不備であるため。H30.1.30付大福祉第1043号や多くの区の間開文書において、私と同様の案件で2級(求心性視野狭窄)と認定しているものが多い。私の障害認定は、視野障害は求心性視野狭窄ではなく5級、視力障害5級であり、併せて4級の認定である。したがって、本件では両眼の視野が中心10度より外側にあるため、求心性視野狭窄でなく視野障害5級と認定しながら、一方で両眼の視野が中心10度より外側にあるため求心性視野狭窄であり、視野障害2級と認定しているものが多い。決定書の理由のみでは、理由として不足しており、不備であることが明白である。審査請求の理由2が、理由提示の制度は処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分庁の理由を相手方から知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものであり、客観的な法執行を維持し、行政運営の適正を維持するという役割も担っています。(審査請求の理由2)訂正不承認の理由に「…異議申立に係る評価・判断を記載…『事実』には該当しない。」とあるが、この評価・判断は、私に対して行われたものであり、これより不利益をも受けている。また、市民の声に対する回答もこの評価・判断と同様の回答しかなく、知る権利も奪われている。したがって、この「評価・判断」は私に不利益をおよぼす「事実」であり、訂正不承認理由が誤りであるため。	本件請求2は、審査請求人が行った障がい認定に係る異議申立に対する本市の平成24年2月8日付大福祉第422号決定書の理由について、審査請求人が別途、公開請求により交付を受けた他の障がい認定事例が自分と同様案件であるとの審査請求人の考えから、棄却理由として成立していないとして、他案件の等級認定と均衡のとれた論理的合理的説明の記載に訂正するように求めている。本件請求2に係る保有個人情報は、障害認定に対する審査請求人からの異議申立について、本市が行った棄却決定についての決定書であり、本件訂正請求箇所は、棄却決定処分を本市が判断した理由を記載したものである。こうした判断・見解等は客観的に判断できる事項ではなく、客観的、明確に誤りがあるとは認めがたい性格を有するものであり、当該情報が条例第28条第1項の規定による訂正請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかである。したがって、本件請求2の対象とされている訂正請求箇所は、条例第28条第1項の「事実」には該当しないことから、本件決定2を行ったものである。
3	令和元年度諮問受理第58号	令和2年1月7日付け大福祉第1154号	令和元年8月23日	H27.3.10付大福祉第720号開示文書(H24.9.30付開示文書)に係る決裁文書		回答の1にある「…上記判断内容については厚生労働省…に照会した結果、担当省により本件の判断に問題はないとの回答を得ております。」	福祉局	請求者からの平成24年9月13日付け問い合わせに対する回答	令和元年9月24日付け大福祉第599号 訂正不承認決定	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者からの平成24年9月13日付け問い合わせに対する回答の内容であり、条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	令和元年12月9日	本件訂正不承認通知書の取消しを求める。本件訂正請求書のとおり訂正を求め、不承認の理由に「…本市の判断に問題はないとの回答を得ております」との記載について、厚生労働省からの回答メールと矛盾しているとの審査請求人の考えから、厚生労働省に改めて確認し、その内容を追加するなどの訂正を求めたものである。審査請求人が訂正を求めらるる箇所は、福祉局の判断、見解等を記載したものである。こうした判断・見解等は客観的に判断できる事項ではなく、客観的、明確に誤りがあるとは認めがたい性格を有するものであり、当該情報が条例第28条第1項の規定による訂正請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかである。したがって、本件請求3の対象とされている訂正請求箇所は、条例第28条第1項の「事実」には該当しないことから、本件決定3を行ったものである。	本件請求3は、審査請求人からの平成24年9月13日付け文書による問い合わせに対する平成24年10月1日付けの回答における「…本市の判断に問題はないとの回答を得ております」との記載について、厚生労働省からの回答メールと矛盾しているとの審査請求人の考えから、厚生労働省に改めて確認し、その内容を追加するなどの訂正を求めたものである。審査請求人が訂正を求めらるる箇所は、福祉局の判断、見解等を記載したものである。こうした判断・見解等は客観的に判断できる事項ではなく、客観的、明確に誤りがあるとは認めがたい性格を有するものであり、当該情報が条例第28条第1項の規定による訂正請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかである。したがって、本件請求3の対象とされている訂正請求箇所は、条例第28条第1項の「事実」には該当しないことから、本件決定3を行ったものである。
4	令和元年度諮問受理第71号	令和2年1月17日付け大福祉第3499号	令和元年8月26日	H26.1.14付市民の声に対する「2(質問)の(回答)」		棄却決定理由については決定書に記載しているのとおりです。	福祉局	平成26年1月14日付け市民の声に対する平成26年1月30日付け福祉局長回答	令和元年9月25日付け大福祉第2011号 訂正不承認決定	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者による市民の声に対する評価・判断に関する内容であり、条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	令和元年12月18日	訂正不承認の取り消しを求める。訂正請求書のとおり訂正を求め、訂正請求書に記載のとおりです。なお、不承認理由に「…回答における評価・判断に関する内容であり…」とあるが誤りである。訂正請求内容は、客観的事実に基づいたものである。	本件請求4は、審査請求人による、平成26年1月14日付け「市民の声」の申出に対する平成26年1月30日付け回答の「2」において、実施機関が、異議申立に対する棄却決定書の「棄却決定理由については、決定書に記載のとおりです。」と回答していることにつき、棄却理由として成立していないとして、本件請求1でも主張している他の事例等と整合性のとれた論理的・合理的な理由を記載するよう回答文書の訂正を求めている。本件請求4に係る保有個人情報は、審査請求人からの求めに対する本市の回答文書であり、審査請求人が訂正を求めらるる箇所は、福祉局の判断、見解等を記載したものである。こうした判断・見解等は客観的に判断できる事項ではなく、客観的、明確に誤りがあるとは認めがたい性格を有するものであり、当該情報が条例第28条第1項の規定による訂正請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかである。したがって、本件請求4の対象とされている訂正請求箇所は、条例第28条第1項の「事実」には該当しないことから、本件決定4を行ったものである。
5	令和元年度諮問受理第72号	令和2年1月17日付け大福祉第3501号	令和元年8月28日	H26.1.14付市民の声に対する「4(質問)の(回答)①」		①平成25年1月11日に「…説明するよう求められたため、お会いしました。」	福祉局	平成26年1月14日付け市民の声に対する平成26年1月30日付け福祉局長回答	令和元年9月27日付け大福祉第2059号 訂正不承認決定	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者による市民の声に対する評価・判断に関する内容であり、条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	令和元年12月18日	本通知書の取り消しを求める。訂正請求書のとおり訂正を求め、訂正請求書に記載のとおりです。また、①理由を説明に行っていないのが不明であり、文書もない。②そもそも、厚生年金病院に訪問した事実が確認できない。	本件請求5は、審査請求人による、平成26年1月14日付け「市民の声」の申出に対する平成26年1月30日付け回答の「4」における、実施機関担当者が主治医の病院への聞き取り調査を行った際の経過説明について、審査請求人が同行する約束を破っている等、審査請求人が考える事実を踏まえた説明への訂正を求めている。
6	令和元年度諮問受理第79号	令和2年1月17日付け大福祉第3503号	令和元年9月5日	H27.3.2付福祉局長回答		「残存視野は、個別のケースにより…審査会において総合的に判定を行っており、…視野表の計測結果では、両眼とも10度を超える残存視野がございます。」	福祉局	平成27年1月26日付け市民の声に対する平成27年3月2日付け福祉局長回答	令和元年10月7日付け大福祉第2176号 訂正不承認決定	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者による市民の声に対する評価・判断に関する内容であり、条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	令和元年12月23日	本訂正不承認通知書の取り消し、及び訂正請求書のとおり訂正を求め、行政における理由の提示は、職員の恣意的又は恣意的に誤った決定を行うことについて、抑制・防止するとともに、市民がその決定に納得できない場合に審査請求等を行うかどうかを判断するために極めて重要である。にもかかわらず訂正を求めている内容は福祉局に求めている説明の核心部分であるにもかかわらず説明になっていない。	本件請求6は、審査請求人による、視野障がい認定基準についての説明を求めた平成27年1月26日付け「市民の声」の申出に対する平成27年3月2日付け福祉局長回答のみの説明であり、全ての項目について説明していないとの審査請求人の考えにより、具体的かつ論理的な説明内容に訂正を求めているものである。本件請求6に係る保有個人情報は、審査請求人からの求めに対する本市の回答文書であり、審査請求人が訂正を求めらるる箇所は、福祉局の判断、見解等を記載したものである。こうした判断・見解等は客観的に判断できる事項ではなく、客観的、明確に誤りがあるとは認めがたい性格を有するものであり、当該情報が条例第28条第1項の規定による訂正請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかである。したがって、本件請求6の対象とされている訂正請求箇所は、条例第28条第1項の「事実」には該当しないことから、本件決定6を行ったものである。
7	令和元年度諮問受理第76号	令和2年1月17日付け大福祉第3523号	令和元年9月2日	H26.2.14付リハセン〇〇課長、北区〇〇課長 回答		回答4にある「…病院にもお話をすべく…」	福祉局	平成26年2月3日付けお問い合わせに対する平成26年2月14日付け回答	令和元年10月2日付け大福祉第2150号 訂正不承認決定	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者が行ったお問い合わせに対する評価・判断に関する内容であり条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	令和元年12月20日	本訂正不承認通知書の取り消しを求める。訂正請求書のとおり訂正を求め、訂正請求書に記載のとおり、「…病院にもお話をすべく…」とする事実はまったく無い。また、そもそも病院に訪問した根拠が無い(〇〇職員の本職の住所を確認すれば、大阪市説明が誤りであることが確認できる)ばかりか、何を説明したのか復命書等の文書も全く存在していない、不承認理由の「回答における評価・判断」は誤りであり、客観的事実に基づいた請求である	本件請求7は、平成26年2月3日付けの審査請求人からの文書による問い合わせに対し、実施機関が平成26年2月14日付け「市民の声」の申出に対する平成26年2月14日付け回答において、主治医への確認・説明を行った旨の記載について、審査請求人が希望した事実はないとして削除するとともに、実施機関の職員の主治医と面談したことにつき虚偽の疑いを払拭する具体的な説明の記載に訂正するように求めている。本件請求7に係る保有個人情報は、審査請求人からの求めに対する本市の回答文書であり、審査請求人が訂正を求めらるる箇所は、福祉局の判断、見解等を記載したものである。こうした判断・見解等は客観的に判断できる事項ではなく、客観的、明確に誤りがあるとは認めがたい性格を有するものであり、当該情報が条例第28条第1項の規定による訂正請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかである。したがって、本件請求7の対象とされている訂正請求箇所は、条例第28条第1項の「事実」には該当しないことから、本件決定7を行ったものである。

順番	(あ) 訪問受理番号	(い) 訪問	(う) 請求日	(え) 訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を持定するに足る事項	(お) 訂正を求めらるる箇所	(か) 訂正を求めらるる内容 請求の理由	(き) 担当	(く) 訂正請求に係る保有個人情報	(け) 決定	(こ) 訂正を行わない理由	(さ) 審査請求日	(し) 審査請求人の主張	(す) 実施機関の主張
8	令和元年度訪問受理第79号	令和2年1月17日付け大北福第1339号	令和元年8月29日	H26.1.30付 ○○北区長回答	訂正を求めらるる箇所	①虚偽の説明でないとした根拠 ②聞き取りが不十分とした根拠 ③H24.7.18の北区○○課長、リハセン○課長、私の面談(北区役所)で○○課長より誤りの指摘があるが○○課長は誤りを認めず、その後長期に亘って放置した理由(4)厚労省に再確認していない理由を含めて、一連の経過・事実に基づいた具体的な論理的説明を求める。 ①②リハビリテーションセンターから、輪状暗点についての説明に誤りがあるとの指摘があり、厚生労働省からの電話回答の聞き取りが不十分であったと判断しました。 認定基準には、「①10度以内とは求心性視野狭窄の意味であり、②輪状暗点があるものについては中心の残存視野がそれぞれ10度以内のものを含む」とある。○○課長は私の案件にのみ「中心10度以内は0度+中心10度より外側に10度以上＝10度以上」と説明しており、その根拠とするために、輪状暗点に係る虚偽の説明をしてその後誤りを認めず、その後の照会についても放置したと思われる。また、求めた説明主は①であり、厚労省照会回答に①がないのも虚偽説明のためと思われる。	北区役所	請求者からの市民の声に対する平成26年1月29日付け回答	令和元年9月30日付け大北福第738号	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者からの市民の声に対する平成26年1月29日付け回答における評価・判断に関する内容であり、条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	令和元年12月19日	本訂正不承認通知書の取り消しを求める。 訂正請求書のとおり訂正を求める。 H30.1.30付大北福第1043号公開文書により、「両眼の視野が中心10度より外側に残存するもので求心性視野狭窄でない。」とする北区説明そのものが完全に不十分又は誤りであること判明している。 また「…聞き取りが不十分であったと判断…」とする根拠もまったく無い。	本件請求8は、平成26年1月15日付け審査請求人からの文書による問い合わせに対する、平成26年1月29日付け市民の声の回答として「…厚生労働省からの電話回答の聞き取りが不十分であったと判断しました。」との記載を審査請求人が求める項目に則り具体的な論理的説明の記載に訂正するように求めている。 本件請求8に係る保有個人情報は、審査請求人からの求めに対する本市の回答文書であり、審査請求人が訂正を求めらるる箇所は、北区役所の判断、見解等を記載したものである。こうした判断・見解等は客観的に判断できる事項ではなく、客観的、明確に誤りがあると認めがたい性格を有するものであり、当該情報が条例第28条第1項の規定による訂正請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかである。したがって、本件請求8の対象とされている訂正請求箇所は、条例第28条第1項の「事実」には該当しないことから、本件決定8を行ったものである。
9	令和元年度訪問受理第79号	令和2年1月17日付け大北福第1341号	令和元年8月30日	H26.2.14付リハセン○課長、北区○○課長 回答にある回答1(H29.3.24付大北福第4227号号示)	訂正を求めらるる箇所	関係者への調査と事実経過に基づく具体的な回答を求める。 回答内容が事実でなく(わからない)としたのは認定基準の趣旨へのためと思われる。具体には①○○課長よりガイドラインという発言はない。②認定基準なるもの、ガイドラインなるものいずれの資料提示もない。(示したものは福祉のあらまのみ)③「長時間にわたりは」は「不正であり」長期間に「わたり」とすべきである。手帳交付時のみならず決定書(発却)取扱においてもわからないとしている。(決定書にガイドラインの文書を知った)④なぜ他の職員に確認しなかったのか?⑤回答は○○課長に確認したことか?⑥以上①～⑥○○課長の担当年度経過について明確にガイドライン趣旨への疑いを晴らしていただく必要があるため。	北区役所	請求者からの問い合わせに対する平成26年2月14日付け回答	令和元年9月30日付け大北福第739号 訂正不承認決定	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者からの問い合わせに対する平成26年2月14日付け回答における評価・判断に関する内容であり、条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	令和元年12月19日	本訂正不承認通知書の取り消しを求める。 訂正請求書に記載のとおり訂正を求める。 訂正請求書に誤記したとおりである。認定基準が何か「わからない」「長時間にわたりお調べました」としては、通りの職員に聞けばよく判明することであり、有り得ない内容である。	本件請求9は、平成26年2月3日付け審査請求人からの文書による問い合わせに対し、実施機関が平成26年2月14日付けで回答した内容の「回答1の(1)(2)」における記載について、回答内容が事実でなく、また、認定基準の趣旨へのためとの審査請求人の考えから、関係者への調査と事実経過に基づく具体的な回答への訂正を求めている。 本件請求9に係る保有個人情報は、審査請求人からの求めに対する本市の回答文書であり、審査請求人が訂正を求めらるる箇所は、北区役所の判断、見解等を記載したものである。こうした判断・見解等は客観的に判断できる事項ではなく、客観的、明確に誤りがあると認めがたい性格を有するものであり、当該情報が条例第28条第1項の規定による訂正請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかである。したがって、本件請求9の対象とされている訂正請求箇所は、条例第28条第1項の「事実」には該当しないことから、本件決定9を行ったものである。
10	令和元年度訪問受理第82号	令和2年1月17日付け大北福第1347号	令和元年9月3日	H24.10.1付 ○○北区保健福祉センター所長回答(H27.3.10付大北福第720号開示文書)	訂正を求めらるる箇所	具体的内容及び担当者名の明記を求める。また、回答内容を変えている部分や回答がそもそもなかった場合はその旨の明記を求める。 ①文書で照会しており「電話による回答」が疑わしい。福祉局照会ではメール回答あり誤記に該当するとの内容である。また、北区による輪状暗点の説明(厚労省確認済み)について「聞き取りが不十分」として誤りを認めている(H20.1.30付○○北区長回答)。「今回も聞き取りが不十分とするのか?」さらに北区は、私の案件について、両眼による視野が中心10度より外側にあるため誤記に該当しないしながら同案件の多くで2眼としている。	北区役所	請求者からの問い合わせに対する平成24年10月1日付け回答	令和元年10月3日付け大北福第766号 訂正不承認決定	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者からの問い合わせに対する平成24年10月1日付け回答における評価・判断に関する内容であり、条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	令和元年12月20日	本訂正不承認通知書の取り消しを求める。 各訂正請求書と併せて訂正承認通知書を送る。 各訂正請求書の理由のとおり訂正を求めらるる箇所については、その根拠がまった「無いばかりが誤りであること」であり、個別具体的な内容が無い。また、「…回答における評価・判断に関する内容…」とするのは誤りであり、客観的事実に基づいたものである。	本件請求10及び本件請求11は、平成24年9月13日付け審査請求人からの文書による問い合わせが有り、平成24年10月1日付け回答した視野障がいへの認定のうち厚生労働省へ確認した内容について、回答方法に疑義がある等との審査請求人の考えから、具体的内容の記載および担当者名を追加記載することを求めている。また、回答に記載した視野範囲について、視野障がいの認定における表現は誤りである等との審査請求人の考えから、理由からそれぞれ訂正するように求めている。 本件請求10及び本件請求11に係る保有個人情報は、審査請求人からの求めに対する本市の回答文書であり、審査請求人が訂正を求めらるる箇所は、北区役所の判断、見解等を記載したものである。こうした判断・見解等は客観的に判断できる事項ではなく、客観的、明確に誤りがあると認めがたい性格を有するものであり、当該情報が条例第28条第1項の規定による訂正請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかである。したがって、本件請求10及び本件請求11の対象とされている訂正請求箇所は、条例第28条第1項の「事実」には該当しないことから、本件決定10及び11を行ったものである。
11	令和元年度訪問受理第83号	令和2年1月17日付け大北福第1349号	令和元年9月3日	H24.10.1付 ○○北区保健福祉センター所長回答(H27.3.10付大北福第720号開示文書)	訂正を求めらるる箇所	右眼には○○度から○○度にかけて、左眼には○○度から○○度にかけて視野 1. 表理として誤りであり、認定基準の解釈において意味が変わる。 2. 20度(程度)は視野表で図示した場合1例(中心から20度の内)のみである。 3. リハセンもこのことについて認めている。	北区役所	請求者からの問い合わせに対する平成27年1月6日付け回答	令和元年10月3日付け大北福第767号 訂正不承認決定	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者からの市民の声に対する平成27年1月6日付け回答における評価・判断に関する内容であり、条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	令和元年12月20日	本訂正不承認通知書の取り消しを求める。 訂正請求書のとおり訂正を求める。 訂正請求書の理由のとおり訂正を求めらるる箇所については、その根拠がまった「無いばかりが誤りであること」であり、個別具体的な内容が無い。また、「…回答における評価・判断に関する内容…」とするのは誤りであり、客観的事実に基づいたものである。	本件請求12は、平成26年12月17日付け審査請求人から政策企画室へ問い合わせが有り、平成26年11月25日付け大北福第27号で開示した開示文書(平成26年1月29日交付の市民の声)について、「決裁方法および障がい認定基準に関する審査請求人からの質問に対する平成27年1月6日付け区長回答「いずれの事務も適正に処理を行っています旨回答申し上げます。」との記載を審査請求人が求める項目に則り具体的な論理的説明の記載に訂正するように求めている。 本件請求12に係る保有個人情報は、審査請求人からの求めに対する本市の回答文書であり、審査請求人が訂正を求めらるる箇所は、北区役所の判断、見解等を記載したものである。こうした判断・見解等は客観的に判断できる事項ではなく、客観的、明確に誤りがあると認めがたい性格を有するものであり、当該情報が条例第28条第1項の規定による訂正請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかである。したがって、本件請求12の対象とされている訂正請求箇所は、条例第28条第1項の「事実」には該当しないことから、本件決定12を行ったものである。
12	令和元年度訪問受理第84号	令和2年1月17日付け大北福第1351号	令和元年9月4日	H27.6.1付○○北区長回答	訂正を求めらるる箇所	「いずれの事務も適正に処理」と判断した根拠について、H27.1.6付政策企画室長回答との整合性も考慮して、具体的な論理的な回答及び当時とは、いふことか?また、当時の区長と24歳の区長が○○区長のみか?や署名による決裁などのような場合も行っているのかについて具体的な説明について、各質問に対する回答と合わせて具体的にわかりやすく教えてください。 ①市民に対する回答は区長決裁にする市民の声の回答とする必要がある(市民声対応マニュアル) ②回答に具体性がなく意味不明である ③文管システムが使えず、ケガ版決裁で不正が行われている。(輪状暗点の説明等) ④決裁文書そのものが虚偽文書であるとの疑いを晴らす必要があるため	北区役所	請求者からの市民の声に対する平成27年1月6日付け回答	令和元年10月4日付け大北福第773号 訂正不承認決定	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者からの市民の声に対する平成27年1月6日付け回答における評価・判断に関する内容であり、条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	令和元年12月20日	本訂正不承認通知書の取り消しを求める。 訂正請求書のとおり訂正を求める。 訂正請求書の理由のとおり訂正を求めらるる箇所については「…回答における評価・判断に関する内容…」は誤りである。また、不承認とする個別具体的な根拠も無い。	本件請求12は、平成26年12月17日付け審査請求人から政策企画室へ問い合わせが有り、平成26年11月25日付け大北福第27号で開示した開示文書(平成26年1月29日交付の市民の声)について、「決裁方法および障がい認定基準に関する審査請求人からの質問に対する平成27年1月6日付け区長回答「いずれの事務も適正に処理を行っています旨回答申し上げます。」との記載を審査請求人が求める項目に則り具体的な論理的説明の記載に訂正するように求めている。 本件請求12に係る保有個人情報は、審査請求人からの求めに対する本市の回答文書であり、審査請求人が訂正を求めらるる箇所は、北区役所の判断、見解等を記載したものである。こうした判断・見解等は客観的に判断できる事項ではなく、客観的、明確に誤りがあると認めがたい性格を有するものであり、当該情報が条例第28条第1項の規定による訂正請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかである。したがって、本件請求12の対象とされている訂正請求箇所は、条例第28条第1項の「事実」には該当しないことから、本件決定12を行ったものである。
13	令和元年度訪問受理第88号	令和2年1月22日付け大北福第1365号	令和元年9月6日	H27.2.13付○○北区長回答	訂正を求めらるる箇所	「適切に」を「不適切に」に訂正することを求める ①使用すべき一般市長公印についての公印審査を文書処理簿で行う規則等は、公印についての規則、規定に違反。本件は前年度まで同様案件で文管システムを使用し所属長決裁、公印審査を行っていたのに、ケガ版決裁で課長までの決裁で不正な公印を使用しており、公印審査そのものも行われていない。この事実に基づき説明を求める。	北区役所	請求者からの市民の声に対する平成27年2月13日付け回答	令和元年10月7日付け大北福第779号 訂正不承認決定	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者からの市民の声に対する平成27年2月13日付け回答における評価・判断に関する内容であり、条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	令和元年12月23日	本訂正不承認通知書を取り消し、訂正請求書のとおり訂正を求める。 「公印審査を文書処理簿で適切に行っている…」とあるが完全に誤りであることが公印規則により明白である。 そもそも公印審査を行ったとする根拠もない。	本件請求13は、平成27年1月30日付け審査請求人からの問い合わせが有り、平成27年2月13日付け区長回答「…適切に事務処理がなされています。」との記載について、実施機関が行った異議申し立てに対する決定における公印手続きが不正である等との審査請求人の考えから、「不適切に事務処理」と訂正するように求めている。 本件請求13に係る保有個人情報は、審査請求人からの求めに対する本市の回答文書であり、審査請求人が訂正を求めらるる箇所は、北区役所の判断、見解等を記載したものである。こうした判断・見解等は客観的に判断できる事項ではなく、客観的、明確に誤りがあると認めがたい性格を有するものであり、当該情報が条例第28条第1項の規定による訂正請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかである。したがって、本件請求13の対象とされている訂正請求箇所は、条例第28条第1項の「事実」には該当しないことから、本件決定13を行ったものである。
14	令和元年度訪問受理第111号	令和2年2月27日付け大北福第1637号	令和元年12月18日	H27.2.13付○○北区長回答	訂正を求めらるる箇所	「公印審査は行っておらず、公印規則に違反した事務処理を行っています。」に訂正することを求める。 R元.9.17付大北福第581号の不存理由において、公印規則に基づかない事務処理であることを認めているため。	北区役所	請求者からの市民の声に対する平成27年2月13日付け回答	令和2年1月17日付け大北福第1335号 訂正不承認決定	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者からの市民の声に対する平成27年2月13日付け回答における評価・判断に関する内容であり、条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	令和2年2月5日	公印審査につきましては、…適切に事務処理がなされています。」とする一方で「公印審査につきましては…誤って事務処理を行っていた…」とあり、訂正が必要であり請求書のとおり訂正を求める。 北区の説明すべてにおいて、根拠・証拠がなく、前年度と同様案件では、文管システムにより適切に公印審査を行っており公印審査を文書処理簿で行うことはあり得ない。	本件請求14は、平成27年1月30日付け審査請求人からの問い合わせが有り、平成27年2月13日付け区長回答「…適切に事務処理がなされています。」との記載について、実施機関が行った異議申し立てに対する決定における公印手続きが規則に違反している等との審査請求人の考えから「公印審査は行っておらず公印規則に違反した事務処理を行っています。」と訂正するように求めている。 本件請求14に係る保有個人情報は、審査請求人からの求めに対する本市の回答文書であり、当該情報において、審査請求人が訂正を求めらるる箇所は、北区役所の判断、見解等を記載したものである。こうした判断・見解等は客観的に判断できる事項ではなく、客観的、明確に誤りがあると認めがたい性格を有するものであり、当該情報が条例第28条第1項の規定による訂正請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかである。したがって、本件請求14の対象とされている訂正請求箇所は、条例第28条第1項の「事実」には該当しないことから、本件決定14を行ったものである。
15	令和元年度訪問受理第114号	令和2年3月4日付け大北福第e-249号	令和元年12月12日	R元.10.16付市民の声に対するR元.10.30付総務局長回答の4	訂正を求めらるる箇所	業務の実体に合致したもので、かつ、市民に分かりやすい内容のもの。(例)総務局が北区役所に却下決定を行わせている。 R元.11.25付大北福第e-168号開示文書及びR元.11.25付大北福第1005号開示文書で確認できる業務実体は、総務局が北区に却下決定させていることが明白である。	総務局	R元.10.16付市民の声に対するR元.10.30付総務局長回答の4	令和2年1月14日付け大北福第e-207号 訂正不承認決定	本件訂正請求に係る保有個人情報は、本市内部の公開請求却下決定に関する事務の所管についての総務局の考え方を説明したものであり、条例第28条第1項の訂正請求の対象となる「事実」には該当しないため。	令和2年2月5日	北区役所が却下決定を行っている事実があるため、事実に基づく訂正を求める。 訂正請求書に記載のとおりであり、また、北区が却下決定を行った事実がある。不承認理由に「総務局の考え方を説明」とあるが、意味不明で説明になっていない。	審査請求人は、本件請求15において、本件請求15の対象とされている回答を本人とする保有個人情報とし、総務局が「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」と題する文書を理由に審査請求人による情報後記請求全てについて北区役所及び福祉局に却下決定をさせているのが実体であるとして、当該回答の内容を審査請求人が認識している実体どおり訂正することを求めている。 本件請求15の対象とされている回答は、北区役所及び福祉局において審査請求人からの情報公開請求を権利の濫用を理由として却下決定していることについて、「権利の濫用を理由とした公開請求の却下決定は、公開請求の対象となる公文書を持定することなく、公開請求がそもそも不合法である」という理由を以て却下するものであるから、「総務局が保有する公文書」に對して北区役所が却下決定を行うものではない」「公開請求が障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求に該当するか否かは、北区役所又は福祉局でのみ判断し得るものであることから、障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求を却下し得るのも北区役所又は福祉局のみとなる」という総務局としての認識・考え方を示したものであり、こうした認識・考え方は客観的に判断できる事項ではなく、客観的、明確に誤りがあると認めがたい性格を有するものであり、当該情報が本件回答が条例第28条第1項の規定による訂正請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかである。

項番	(ア) 諮問受理番号	(イ) 諮問	(ウ) 請求日	(エ) 訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を持定するに足りる事項	(オ) 訂正を求めらるる箇所	(カ) 訂正を求めらるる内容 請求の理由	(キ) 担当	(ク) 訂正請求に係る保有個人情報	(ケ) 決定	(コ) 訂正を行わない理由	(カ) 審査請求日	(シ) 審査請求人の主張	(ス) 実施機関の主張
16	令和元年度諮問受理第128号	令和2年3月24日付け大福祉第4499号	令和2年2月3日	R2.1.6付大北福祉第1148号の「平成30年3月16日起案」及び同日大福祉第3330号の「平成30年3月27日決裁」に添付されている「相談記録」にある「所属」及び「相談者補職氏名」の内容	所属 北区役所・福祉局 相談者補職氏名 北区役所…○○ ○○ 市立心身障害者リハビリ…○○ ○○	同行出席した総務局情報公開グループ職員についての情報を加えて訂正する。  R2.1.27以降複数回、総務局情報公開グループ○○係長より、H30.3.12及びH30.3.13の弁護士相談は総務局、福祉局、北区役所の職員が参加しているとの説明がある	福祉局	平成30年3月27日決裁「リーガルサポート制度による弁護士相談に対する報酬の予算配付について」決裁文書	令和2年3月4日付け大福祉第4214号 訂正不承認決定	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者への対応に関する弁護士への相談に係る本市の意志決定に用いた決裁における記載事項であり、条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	令和2年3月9日	誤解をなくし、事実が確認できる内容への訂正を求めたものであり、本訂正請求不承認の取り消しと、改めて、訂正承認を求め。 私の公開請求却下を目的とした弁護士相談は平成30年3月12日と13日に行われ、いずれにも総務局・福祉局、北区役所職員が参加している。3月12日分は北区、福祉局予算が、3月13日分は総務局予算が執行との説明があり、弁護士相談の目的も含めて、その事実を明らかにし責任の所存を明確にする責任があるため。	本件請求16は、実施機関が審査請求人に対して開示決定した弁護士相談に係る費用の予算配付に係る決裁文書のうち、審査請求人の公開請求への対応を検討するに当たり弁護士相談を行った際の相談記録票様式の「所属、相談者補職氏名」欄に北区及び福祉局の職員の記載があるが、事実として同行した総務局職員の情報を追加し訂正するように求めている。なお、この相談記録票は、北区役所及び福祉局における相談記録であるため、弁護士相談に同行していた総務局の情報までの記載は事務処理上必要がないものである。本件請求16に係る保有個人情報は実施機関の弁護士への相談内容を記載した記録であり、実施機関における弁護士相談に係る費用としての予算配付に係る意思決定に用いた決裁における記載事項である。 したがって、本件請求16の対象とされている訂正請求箇所は、条例第28条第1項の「事実」には該当しないことから、本件決定16を行ったものである。
17	令和元年度諮問受理第142号	令和2年3月31日付け大北福祉第1810号					北区役所	平成30年3月16日起案の「リーガルサポート制度を活用した弁護士相談に係る相談記録の提出について」に係る決裁文書	令和2年3月4日付け大北福祉第1871号 訂正不承認決定	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者への対応に関する弁護士への相談に係る本市の意志決定に用いた決裁における記載事項であり、条例第28条第1項の「事実」には該当しないため			本件請求16は、実施機関が審査請求人の公開請求を却下するに当たり弁護士相談を行った際の相談記録票様式の「所属、相談者補職氏名」欄に北区、福祉局の記載があるが、事実として同行した総務局職員の情報を追加し訂正するように求めている。なお、この相談記録票は、北区役所及び福祉局が求め実施した弁護士相談について、相談者としての相談記録を作成したものであって、同行した総務局の情報まで記載することは事務処理上必要がない。本件請求17に係る保有個人情報は、実施機関の弁護士への相談内容を記載した記録であり、制度を担当する総務課への提出に係る意思決定に用いた決裁における記載事項である。 したがって、本件請求16の対象とされている訂正請求箇所は、条例第28条第1項の「事実」には該当しないことから、本件決定17を行ったものである。